

別紙 2

以下の表のとおり、項目ごとに対象告示を改正する。

項目	改正対象告示（注1）									告示改正（案）の概要（注2）
	水	排	土	調	溶	含	地	浸	浄	
全シアン （シアン化合物）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	適用除外とされていた小型蒸留装置について、公定法としての検証が完了したため適用可能となるように告示を改正する。
セレン（セレン及びその化合物）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	（排）3,3'-ジアミノベンジジン吸光光度分析法について、JIS K 0102-3では附属書（参考）となったため削除する。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○								○	JIS K 0102-2で導入された「還元蒸留-サリチル酸-インドフェノール青吸光光度法」について、公定法としての検証が完了したため適用可能となるように告示を改正する。
ふっ素 （ふっ素及びその化合物）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	適用除外とされていた小型蒸留装置について、公定法としての検証が完了したため適用可能となるように告示を改正する。 （水）付表7を JIS K 0102-2 5.5 の引用に変更する。
浮遊物質量	○	○								（水）付表9を変更する（乾燥後の浮遊物質量を5mgから2mgへ変更）。
大腸菌数	○									（水）付表10を JIS K 0102-5 5.6.2に定める方法（ただし、5.6.2.7は除く。）の引用に変更した上で、「試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する」のただし書きを加える。
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	○									（水）付表12を JIS K 0102-4 6.2.5 の引用に変更する。
全窒素（湖沼）	○									硫酸ヒドラジニウム還元法について、JIS K 0102-2 では規定されていないため削除する。
n-ヘキサン抽出物質 （ノルマルヘキサン抽出物質含有量）	○	○								（水）付表14を JIS K 0102-1 22.5 の引用に変更する。 （排）付表4を JIS K 0102-1 22.3、22.4 の引用に変更する。
アンモニア、アンモニウム化合物		○							○	適用除外とされていた小型蒸留装置について、公定法としての検証が完了したため適用可能となるように告示を改正する。
亜硝酸化合物、硝酸化合物		○							○	JIS K 0102-2で導入された「還元蒸留-サリチル酸-インドフェノール青吸光光度法」について、公定法としての検証が完了したため適用可能となるように告示を改正する。
フェノール類含有量		○								適用除外とされていた小型蒸留装置について、公定法としての検証が完了したため適用可能となるように告示を改正する。
溶解性鉄含有量		○								（排）ICP-MS法を付表として追加する。
有機燐化合物		○							○ ○	付表1から JIS K 0102-4 7.2.3 の引用に変更する。なお、付表1の薄層クロマトグラフ分離法は削除する。 （排）薄層クロマトグラフ分離法を用いるメチルジメトン分析法の付表2を削除する。

（注1）：

水：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）

排：排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号）

土：土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）

調：地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第17号）

溶：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第18号）

含：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第19号）

地：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）

浸：水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める検定方法（平成元年8月環境庁告示第39号）

浄：水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法（平成8年9月環境庁告示第55号）

（注2）：（水）に関する記載は、（注1）の告示「水」のみの改正内容であり、（排）に関する記載は（注1）の告示「排」のみの改正内容である。